

大阪府は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定により、以下の指定障害児通所支援事業者の指定を取り消しましたので、お知らせします。

1 指定取消し対象事業者

- (1) 法人名 権世株式会社
- (2) 代表者 代表取締役 永樂 栄蔵
- (3) 法人所在地 大阪府和泉市黒鳥町一丁目 5-17-101 号

2 事業所名及び所在地

- (1) 事業所名称 放課後デイサービス 太陽Ⅱ
- (2) 所在地 大阪府泉大津市板原町四丁目 6 番 31 号
- (3) サービス種別 児童発達支援・放課後等デイサービス

3 指定取消し年月日

令和 2 年 3 月 3 1 日（火曜日）

4 指定取消しの理由

不正請求（法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 5 号）

法人代表は、児童指導員等加配加算の算定要件を満たせていないにも関わらず、当該加算を取り下げることなく不正に請求し、受領していた。